

税の申告

市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の申告は3月17日までに済ませましょう。

所得税の確定申告と納税の期限

3月17日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税期限

3月31日(月)

税務課 市民税係

電話0978-62-3131(内線121・128・129)

所得や収入の住民税申告は、市県民税や国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの税額・保険料額を正しく算出するための基礎資料となる大切なものです。

期限までに申告をしないと保育園の入園や金融機関からの融資、被扶養者認定の際などに必要な証明書を発行できない場合もあります。

また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象世帯の判定を行う際にも

対象世帯から除外されます。申告会場や日程を確認のうえ、3月17日(月)までに必ず申告してください。



▼平成26年1月1日現在、杵築市内に住んでいた人で平成25年1月1日から平成25年12月31日までに所得(収入)のあった人。

- ① 営業、農業、不動産、一時所得などがある人
- ② 給与所得以外に所得があった人
- ③ 給与収入はあるが、会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人
- ④ 年金や給与支払報告書の内容以外に、社会保険料控除や医療費控除、扶養控除などを受けようとする人
- ⑤ 親、親族の仕送り・援助などで生活をしている人で、扶養者と同じの世帯でない人。

その他、国民健康保険の加入者は、収入の有無に関係なく申告をしてください。

◆申告書にはA様式とB様式の二種類があります

A様式は、営業や農業などの事業所得のある人、給与・年金・一時所得のある人などが対象です。

B様式は、分離課税の譲渡所得や山林所得のある人が対象です。B様式を提出する人は、必ずA様式も提出してください。なお、B様式は税務課で配布していますので、お

尋ねてください。
〔注〕所得税の確定申告をする人は、住民税申告をする必要はありません。



営業や事業所得のある人：一年間の売上額、仕入額、必要経費等のわかる書類
農業所得のある人：作付品目・面積・市場等への出荷状況のわかる書類、その他必要経費の領収書等を持参してください

給与収入のある人：平成25年分の源泉徴収票、又は事業主の支払証明書

年金収入のある人：平成25年分の源泉徴収票

■印鑑
■生命保険料、地震・旧長期損害保険料・社会保険料等の支払証明書

■医療費控除を受けられる人は、医療費の領収書
■国民年金保険料の証明書
平成25年中に納付した国民年金保険料の納付証明書又は

領収書が証明書類になります。納付証明書の再発行などは左記にお問い合わせください。
▼別府年金事務所(電話0977・225111)

◆納付証明書の必要な人へ
確定申告に必要な国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付証明書の発行は、税務課・山香振興課・大田振興課窓口で行っています。※証明料は無料です

この納付証明書は、口座振替や納入通知書など普通徴収で納めた金額を記載しています。年金からの天引きなど特別徴収の方法で納めた分の納付証明書は、年金支払者から送付される源泉徴収票をご使用ください。

◆事業主の皆様へ
平成26年1月1日現在、杵築市に住所がある人又は居住している人で、平成25年中に給料・賃金、賞与などの支払いをした人がいる場合は、給与支払報告書を2部作成し、1月31日(金)までに税務課まで提出してください。

所得税の確定申告



【会場】 本庁舎2階大会議室
【受付】 2月17日(月)から3月17日(月)(土曜日、日曜日を除く)の9時から16時まで

山香地域・大田地域では、左記の「出張申告カレンダー」の日程で受付をいたします。なお、会場によっては混雑を防ぐため地区指定をいたします。詳しくは、後日送付される回覧文書をご覧ください。

高額療養費の支給対象の皆様へ



高額療養費の支給対象者で確定申告で医療費控除をする予定の人は、先に高額療養費の支給申請をするか領収書の写しを取っておきましょう。確定申告の医療費控除には、病院等の領収書の原本を添付しなければならず、添付した領収書は原則として返って来ません。

出張申告カレンダー

下記の日程で出張受付をいたします。都合のよい場所・日程にて申告してください。

期日	午前(9:00~11:30)	午後(13:30~16:00)
1/28(火)	北杵築地区公民館	大内地区公民館
1/29(水)	奈多公民館	東地区公民館
1/30(木)	守江公民館	八坂地区公民館
1/31(金)	白木原老人軽作業所 下波多方公民館	笠口老人憩いの家 西俣水生活改善センター
2/3(月)	小野地区集会所 永松生活改善センター	上杵掛農業支援センター 下杵掛公民館
2/4(火)	大田庁舎※1	大田庁舎※1
2/5(水)	大田庁舎※1	大田庁舎※1
2/10(月)	東山香地区公民館※2	東山香地区公民館※2
2/12(水)	東山香地区公民館※2	東山香地区公民館※2
2/13(木)	上地区公民館※2	上地区公民館※2
2/14(金)	上地区公民館※2	上地区公民館※2
2/17(月)	向野地区公民館※2	向野地区公民館※2
2/18(火)	立石地区公民館※2	立石地区公民館※2
2/19(水)	立石地区公民館※2	立石地区公民館※2
2/20(木)	山浦地区公民館※2	山浦地区公民館※2
2/21(金)	山浦地区公民館※2	山浦地区公民館※2
2/24(月)	下公民館※2	下公民館※2
2/25(火)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/26(水)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/27(木)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/28(金)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
3/3(月)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
3/4(火)	山香庁舎※2	山香庁舎※2

※1・確定申告もあわせて受付します。
※2・確定申告もあわせて受付します。また地区指定を行いますので、後日配布する回覧文書でご確認ください。

別府税務署からお知らせ

◆年金所得者の所得税の確定申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、

てんされた金額となります。
【問い合わせ】 市民課(☎0978・62・3131)

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出が不要となりました。

ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出する必要があります。また、確定申告をする必要がなくなつた人でも、市・県民税の扶養控除や生命保険料控除、地震保険料控除等を受けようとする場合は、住民税申告書を市に提出する必要がありますのでご注意ください。

◆別府税務署で確定申告の受付等を行います

平成25年分の申告所得税・個人事業者の消費税・地方消費税・贈与税の申告書の記載相談と申告書の受付等を行います。

【期間】 平成26年2月17日(月)から3月17日(月)まで(土曜日、日曜日を除く)、午前9時から午後4時まで。
【場所】 別府税務署
【問い合わせ】 別府税務署(電話0977・23・2111)